

居住支援とは…

居住に課題を抱える方（住宅確保要配慮者＝低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯の方等）が住まいを探し、安心して暮らしていけるように支援することです。

居住支援を進めるには、住まいを「借りる人」だけでなく「貸す人」にとっても安心な仕組みづくりが大切です。この冊子は、「借りる人」と「貸す人」両方に知っていただきたい内容をまとめました。

さまざまな支援機関や事業者そして当事者である本人が協力と連携をし、役割分担をすることで、地域で安心して暮らしていけるような仕組みづくりを目指していきます。

瀬戸市の取り組みは…

瀬戸市では、市と居住支援法人まごころを中心に地元の不動産事業者、引越事業者、葬儀会社等が連携して居住支援に取り組んでいます。居住支援協議会を設置し、入居前から入居中・退去（転居や死亡時等）までを一繋ぎでサポートできる体制をつくることで「借りたいけど借りられない」や「貸したいけど不安がある」の解消を目指します。

瀬戸市居住支援協議会

情報交換、周知・啓発方法の検討や個別ケース会議によって、専門機関や関係者の連携と協力体制を構築していきます。

